

議員提出第 1 2 号議案

足立区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部
を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第 1 1 2 条及び会議規則第 1
3 条第 1 項の規定により提出する。

平成 2 4 年 1 2 月 1 1 日

提 出 者

足立区議会議員	加 藤 和 明
同	たきがみ 明
同	吉 岡 茂
同	くじらい 光 治
同	針 谷 み き お
同	前 野 和 男
同	あ か し 幸 子
同	鈴 木 あ き ら
同	鹿 浜 昭
同	馬 場 信 男
同	長 井 まさのり
同	ぬ か が 和 子
同	浅 古 みつひさ

足立区議会議長 渡 辺 ひであき 様

(提案理由)

費用弁償の額を変更する必要があるため、本案を提出する。

足立区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を 改正する条例

足立区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和３１年
条例第１２号）の一部を次のように改正する。

第７条第２項本文中「５，０００円」を「３，０００円」に改め、同
項ただし書を次のように改める。

ただし、議長及び副議長が公用車を利用したとき、又は議員が招集
に応じ、若しくは委員会若しくは協議等の場に出席するため旅行した
場合において、当該議員の住所から議事堂までの直線距離が片道１キ
ロメートル未満のときは、支給しない。

付 則

この条例は、平成２５年４月１日から施行する。